

大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン (全体計画)

令和3年4月改訂

(平成29年4月改訂)

(平成28年4月改訂)

(平成22年4月初版)

大 阪 狭 山 市

目 次

1	基本的な考え方	1
	(1) 支援プランの経過及び目的	1
	(2) 支援プランの定義	1
2	避難行動要支援者支援プラン対象者の考え方（範囲）	2
	（参考）本市の高齢者、要介護認定者、障がい者の状況	2
3	避難行動要支援者情報の収集・共有	3
	(1) 避難行動要支援者情報の収集	3
	①本人からの申請による情報収集（手上げ方式）	3
	②本人の同意による情報収集（同意方式）	3
	③避難行動要支援者情報の収集における課題への対応	3
	(2) 避難行動要支援者名簿等の作成	4
	①避難行動要支援者名簿の作成	4
	②避難行動要支援者名簿（対象者リスト）の作成	4
	(3) 避難行動要支援者情報の管理・共有	5
	避難行動要支援者名簿等の共有（提供）先	5
	(4) 避難行動要支援者情報の更新	5
	〔図 A〕 避難行動要支援者支援プランの対象者について	6
	〔図 B〕 避難行動要支援者支援の仕組み	6
4	支援体制（市、関係機関や地域の役割分担など）	7
	(1) 避難行動要支援者支援班の設置	7
	①支援班の位置付け	7
	②支援班の構成	7
	③支援班の業務	7
	(2) 地域の支援体制	7
5	避難情報の発令、情報伝達体制	9
	(1) 避難情報の発令	9
	(2) 情報伝達体制の整備	9
	〔図 C〕 災害時の情報伝達の流れ	10
6	安否確認及び避難誘導體制の整備	11
	(1) 安否確認	11
	(2) 避難誘導	11

〔図 D〕 集中豪雨時における安否確認・避難誘導のイメージ	12
〔図 E〕 地震の発生時における安否確認・避難誘導のイメージ① (無事な場合)	13
〔図 F〕 地震の発生時における安否確認・避難誘導のイメージ② (重症を負った場合)	14
7 避難所における支援方法	15
(1) 避難所における支援対策	15
(2) 福祉避難所	15
8 災害発生時の対策	16
(1) 支援体制の立上げ	16
(2) 情報伝達	16
(3) 安否確認・避難誘導	16
(4) 避難場所の確保	16
(5) 避難生活における配慮	17
(6) 福祉避難所の運営	17
(7) 心身両面の健康管理	17
9 防災意識の啓発及び防災訓練等の実施	18
10 避難行動要支援者の備え	18
様式 1 避難行動要支援者名簿登録申請書 (新規・変更)	20
様式 2 避難行動要支援者名簿【名簿】	22
様式 3 避難行動要支援者名簿【個別計画】	23
様式 4 避難行動要支援者名簿に関する覚書	24
様式 5 大阪狭山市避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書	25
参考 1 防災カード (例)	27
参考 2 外国人向け避難カード (例)	29
<別紙 1> 大阪狭山市避難行動要支援者名簿【名簿】・【個別計画】作成の流れ	30
<別紙 2> 地域における避難行動要支援者支援の取組み (例)	31
<別表> 避難行動要支援者の特性と必要な配慮等	33

大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）

1 基本的な考え方

（1）支援プランの経過及び目的

近年の地震や豪雨による被害が高齢者や障がい者などに集中し、これらの災害時要支援者の避難支援対策が大きな課題として浮き彫りになりました。そこで、大阪狭山市地域防災計画に基づき、平成22年4月に大阪狭山市災害時要支援者支援プランを策定し、自主防災組織や自治会等、民生委員・児童委員など（以下「福祉関係者」という。）の協力のもと、制度の周知及び災害時要支援者台帳（以下「台帳」という。）への登録を呼びかけるとともに自主防災組織へ台帳を提供するなど、制度を促進してきたところです。

一方、平成23年3月に発生しました東日本大震災においては、被災地全体の死亡者数のうち65歳以上の高齢者の死亡者は、約6割を占めており、障がい者の死亡率は、被災地全体の死亡率の約2倍に上がり、多数の方々が犠牲となりました。

このように、東日本大震災における要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、平成25年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布され、市町村に居住する高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めること及び避難支援などを行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

また、名簿情報取扱いについては、個人情報保護への十分な配慮は求められつつも、平常時から避難支援などの実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人からの同意を得たうえで、消防、警察、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び地区福祉委員に対し、提供が可能となりました。なお、災害発生時などには、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援などの実施に限り名簿情報の提供が可能となっています。

その後、平成25年8月に策定された国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、平成26年改訂の「大阪狭山市地域防災計画」及び平成27年2月改訂の大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を踏まえ、災害時要支援者支援プランを改訂し、発展させた「避難行動要支援者支援プラン（以下「支援プラン」という。）として運用するものです。

避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や支援体制の整備を進めることにより地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

（2）支援プランの定義

支援プランは、避難行動要支援者の支援策に関する全体的な考え方（全体計画）と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成しています。

全体計画では、避難行動要支援者の考え方（範囲）、支援に係る自助・共助・公助の

役割分担、支援体制（各部署、関係機関等の役割分担）等について記述しています。

個別計画とは、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うための必要な情報を要支援者一人ひとりについて個別に記述しています。

2 支援プラン対象者の考え方（範囲）

支援プランの対象とする避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、自ら避難することが困難な者で、原則として在宅で暮らす次の者としします。

- ① 介護保険における要介護認定3から5を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1、2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで、該当するものは除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 上記以外で市長が必要と認めた者（本人が登録を希望する場合も含む）

（参考）

本市の高齢者、要介護認定者、障がい者の状況

区 分		人 数	総人口に占める割合	備 考	
高齢者	ひとり暮らし	2,752人	/	65歳以上	
	ねたきり	4人			
要介護認定者		1,054人			要介護3から5
身体障がい者	視覚障がい	84人			身体障がい者手帳1、2級（総合等級）の1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものを除く〔総合等級判定で主としている障がい〕）
	聴覚平衡障がい	27人			
	音声言語障がい	3人			
	肢体不自由	303人			
	内部障がい	17人			
知的障がい児・者		171人			
精神障がい者		41人			
合 計		4,456人	7.6%		

※人数は、令和3年1月時点で把握している数値です。

※合計人数は、のべ人数を記入しており重複する人数を含みます。

※総人口は、58,622人（令和3年1月末の住民基本台帳人口）です。

※ひとり暮らし、ねたきりの高齢者数については、台帳作成調査に基づくもので実際の人数とは異なります。

○災害時要援護者支援プランでは、対象を

<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険における要介護認定を受けている者 ・身体障がい者 ・知的障がい者・児 ・精神障がい者 ・難病患者 ・ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の者、昼間にひとりで暮らしている高齢者 ・日本語に不慣れな外国人 ・その他、支援を必要とする者
--

としていました。これらの方で支援プラン対象者の考え方（範囲）の①～④以外の方は、⑤と認めます。

3 避難行動要支援者情報の収集・共有

(1) 避難行動要支援者情報の収集

災害発生時の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、また、避難所での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握と避難行動要支援者を支援する関係者間での情報共有が必要であり、日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況などを把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用し、避難行動の支援を行うものとします。

避難行動要支援者の情報は、関係部局が把握している情報に基づき収集することを基本としますが、他の収集方法についても検討し、もれのないように努めます。

登録申請にあたっては、避難行動要支援者が希望する支援内容について「安否確認・情報伝達の支援（情報伝達要支援者）」と「避難行動の支援（避難行動要支援者）」に区分し、災害発生時の迅速・的確な支援活動に活用します。

市は、本支援プランの内容や名簿への登録について広報等で周知するとともに、関係機関や関係団体等の協力を得て、対象者に積極的に登録を呼びかけます。

① 本人からの申請による情報収集（手上げ方式）

市の広報や関係団体等の協力を得て、支援プランの周知及び避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）への登録について案内し、避難行動要支援者本人、または代理人からの避難行動要支援者名簿登録申請（以下「登録申請」という。）により情報を収集します。

なお、登録申請に際しては、災害時における支援体制を構築するため、あらかじめ定めた関係機関や関係団体などへの情報提供について同意していただくことを基本とします。

様式1：避難行動要支援者名簿登録申請書（新規・変更）

様式5：避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書

様式2：避難行動要支援者名簿【名簿】

② 本人の同意による情報収集（同意方式）

避難行動要支援者が市役所へ来庁された機会や各地域の実状にあわせ、福祉関係者の協力により、避難行動要支援者本人やその家族に対し直接働きかけ、登録についての同意をいただいたうえで、本人等からの登録申請により情報を収集します。

※①の「手上げ方式」は、本支援プランの周知や名簿登録についての理解が不十分となることも予想されるため、避難行動要支援者に直接呼びかける②「同意方式」との併用が効果的であることから、災害対策基本法第49条の10に基づき作成する名簿へ登録するため同意を求めることとします。

③ 情報の収集における課題への対応

前述のとおり、避難行動要支援者名簿への登録については本人からの登録申請によりますが、同意書の提出を基本とします。

また、支援プランの周知や避難行動要支援者情報の収集には福祉関係者の協力や共助が欠かせません。

しかしながら、自主防災組織や自治会等への未加入者や組織が未結成の地域において

は、避難行動要支援者の所在や状況把握などの情報収集をはじめ、万一、災害が発生した場合には、地域内の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などの支援が遅れたり、的確に対応できないことも懸念されるところです。

そのため、地域におきまして、自主防災組織等の結成や加入を一層進めていただくとともに、未結成の地域においても、他の既存組織や福祉関係者及び近隣の住民を中心として避難行動要支援者支援に係るネットワークづくりを進めていくことが望まれます。

また、市におきましても地域による支援が困難と思われる避難行動要支援者への対策に関して、関係機関や福祉事業者などと連携し、情報の収集方法や支援方法について検討し、避難行動要支援者の支援に努めるものとします。

(2) 避難行動要支援者名簿等の作成

① 避難行動要支援者名簿の作成

本支援プランに基づき登録申請を行い、あらかじめ定めた関係機関や関係団体等への情報提供に同意した者及び、支援プラン対象者の考え方（範囲）の方々（参照P2）について名簿を作成します。

また、福祉関係者や自主防災組織等が従前から収集し管理する避難行動要支援者情報で、本人が市への提供に同意する情報についても、情報を管理する者の協力を得たうえで名簿に登載するものとします。

避難行動要支援者名簿は、【名簿】及び【個別計画】により構成し、あわせて地域別に分類し整理しておくものとします。

個別計画は、登録申請の情報をもとに、災害時に避難行動要支援者への支援を迅速かつ適切に実施するため、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所に避難するか、また、支援に関しての留意事項などを定めるものです。

名簿の作成にあたっては、必要により各地域の実状にあわせ、自主防災組織や自治会等、民生委員・児童委員などの福祉関係者の協力を得て、避難行動要支援者本人や家族と話し合いながら進めるものとします。

なお、避難行動要支援者に災害情報を伝えたり避難誘導を行う支援者（以下「支援者」という。）については、本人の意向を尊重することを基本に選定するものとしますが、指名する者がいない場合は、地域内で、あらかじめ避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めておくものとします。

支援者は、自身の不在や被災も考慮し、2名を確保するものとします。

避難行動要支援者名簿【名簿】・【個別計画】作成の流れについては、別紙1のとおりとします。

様式2：避難行動要支援者名簿【名簿】

様式3：避難行動要支援者名簿【個別計画】

別紙1：避難行動要支援者名簿【名簿】・【個別計画】作成の流れ

② 避難行動要支援者名簿対象者リストの作成（市関係部署間の情報共有）

市は、上記により名簿を作成するほか、関係部署においては、それぞれが所有する避難行動要支援者情報をもとに、あらかじめ避難行動要支援者名簿対象者リスト（以下「対象者リスト」という。）を作成するものとします。

なお、対象者リストの中には、災害時に自力で避難行動が可能であり、他の支援を必要としない者も相当数含まれていることに留意するものとします。

また、これらの情報は、平常時には個人情報の保護から、外部へ提供することはできませんが、市では、対象者リストを活用し、避難行動要支援者に対し支援プランの周知及び避難行動要支援者名簿登録への同意などの案内等に活用するものとします。

(3) 避難行動要支援者情報の管理・共有

- ① 避難行動要支援者名簿【名簿】・【個別計画】は、地域別に分類し、整理しておき、平常時から市関係部署及び堺市消防局、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織（自治会等）の関係機関及び関係団体等に必要な情報を提供し、共有するものとします。

なお、関係団体等への情報提供については、支援プランに基づき、地域内での避難行動要支援者支援に取り組む団体に対し行うものとしますが、個人情報保護の観点から、名簿の交付及び受領に関して、市と提供する相手方との間で覚書を締結するものとします。

様式4：避難行動要支援者名簿に関する覚書

- ② 避難行動要支援者名簿は、次表のとおり共有するものとします。

避難行動要支援者名簿等の共有（提供）先

共有（提供）先	名簿
市関係部署（支援班）	○（全域）
堺市消防局	○（全域）
大阪府警察（黒山警察署）	○（全域）
社会福祉協議会	○（全域）
民生委員・児童委員	○（該当地域分）
自主防災組織（自治会等）	○（該当地域分）

※共有先となる自主防災組織（自治会等）及び民生委員・児童委員は、当該地域内の避難行動要支援者支援対策に取り組み、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等の活動を行う団体とします。

※自治会等は、自治会（地区会）、住宅会及び管理組合とします。

- ③ 市で避難行動要支援者名簿を管理する部署において電子データで管理する場合は、パスワードを設定し、他の者が見ることができないように管理し、紙媒体で管理する場合は、施錠可能な場所に保管するものとします。

また、市以外の関係機関や関係団体等においては、紙媒体の情報を管理するものとし、施錠可能な場所に保管するなど、決して情報が漏洩することのないように適正に管理していただくものとします。

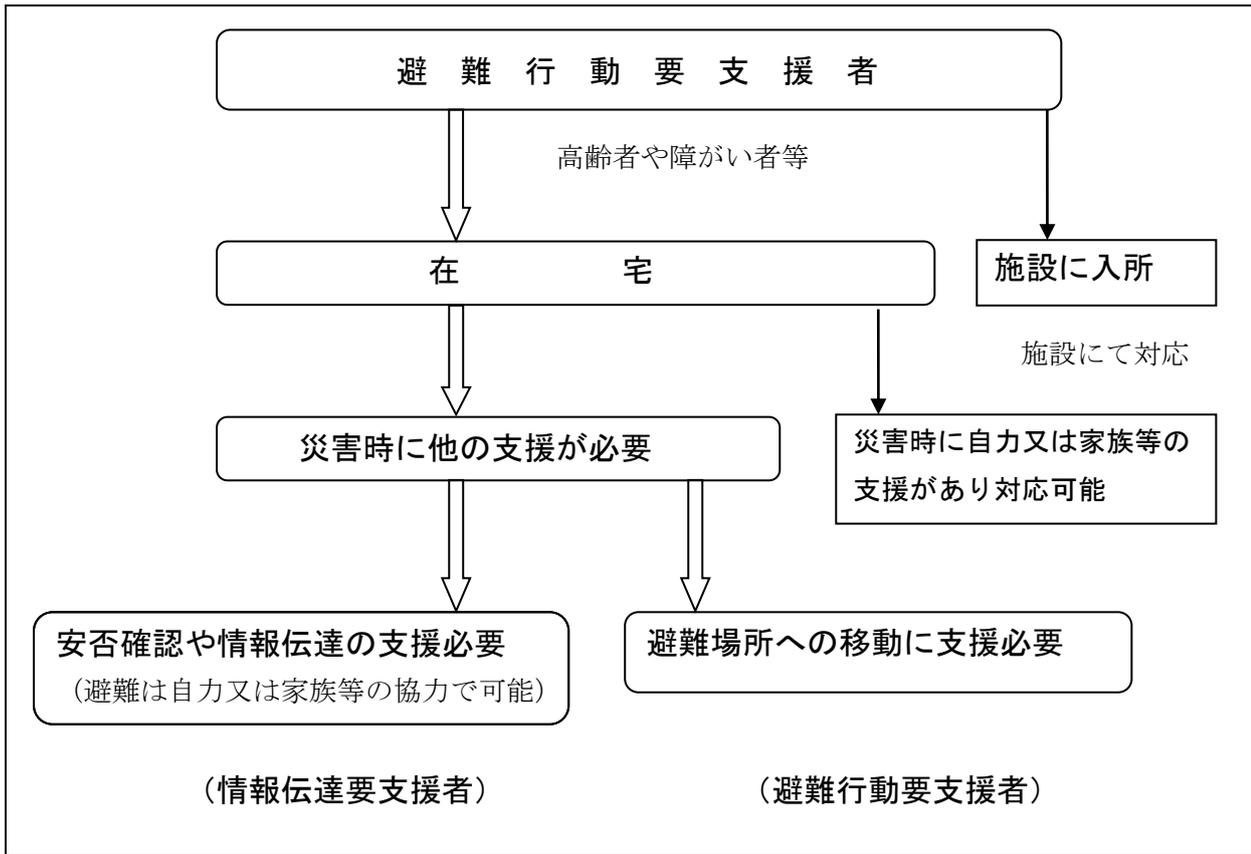
(4) 避難行動要支援者情報の更新

- ① 避難行動要支援者情報を所有する市及び関係団体等は、名簿をもとに日頃から避難行動要支援者の現況把握に努めるとともに、避難行動要支援者本人又は代理人から登録内容の変更（死亡、転出など）の申出があったときは、その都度、相互に情報伝達を行い、該当する箇所を修正するものとします。

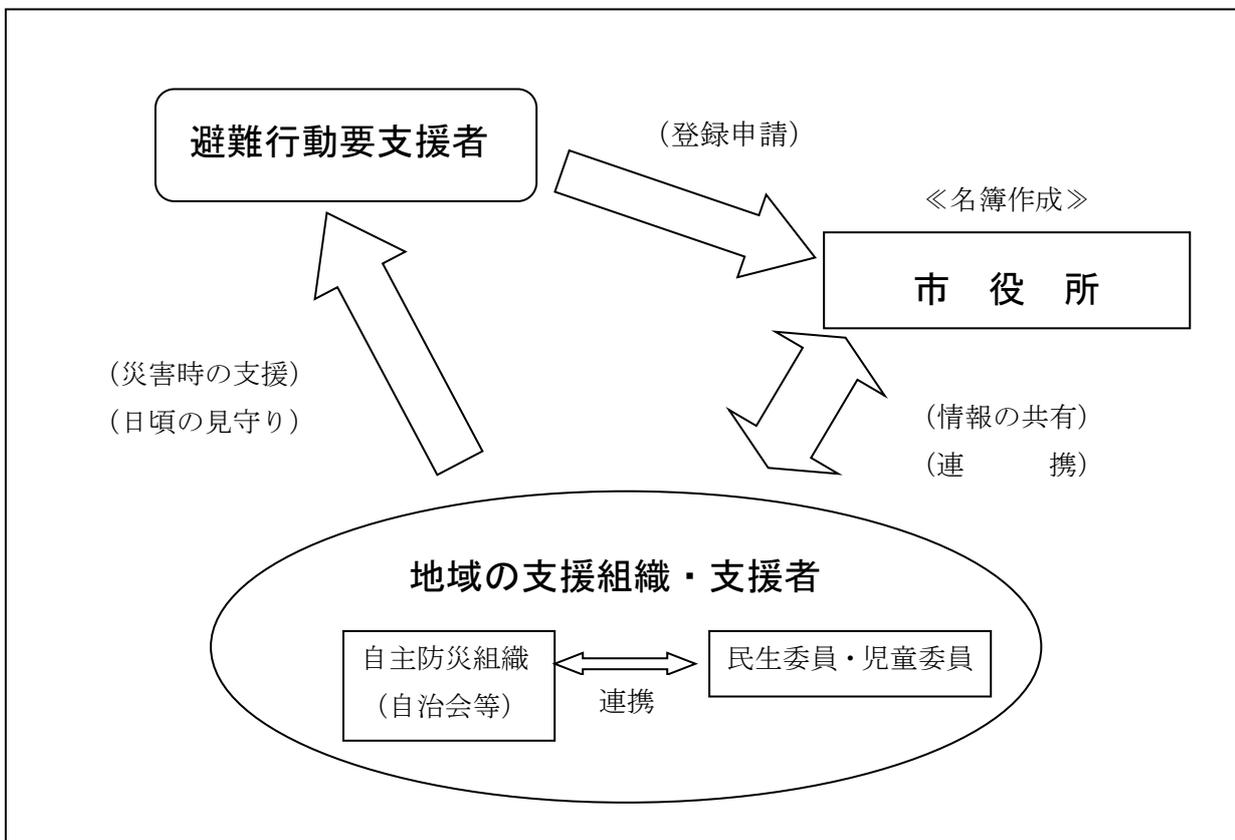
様式1：避難行動要支援者名簿登録申請書（新規・変更）

- ② 市は、毎年1回、名簿の更新を行うものとします。

〔図A〕 支援プランの対象者について



〔図B〕 要支援者支援の仕組み



4 支援体制（市、関係機関や地域の役割分担など）

（1）避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、庁内における横断的組織として避難行動要支援者支援班（以下「支援班」という。）を設置します。

支援班の位置付け、構成及び業務は、次のとおりとします。

① 支援班の位置付け

平常時は、健康福祉部及び危機管理室を中心とした組織とします。

災害時には、災害対策本部内に支援班を設置するものとします。

② 支援班の構成

平 常 時	災 害 時
健康福祉部 危機管理室	災害対策本部

※業務により他の関係部署は協力するものとします。

③ 支援班の業務

平 常 時	災 害 時
・避難行動要支援者情報の収集、共有名簿（【名簿】、【個別計画】）及び対象者リストの整備 ・名簿の管理及び更新 ・関係機関、関係団体との調整	・避難情報等の伝達業務 ・安否確認、避難状況等の把握 ・避難所担当との連携 ・関係機関、関係団体との連携

（2）地域の支援体制

災害発生直後に避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などの支援活動を迅速に行うためには、地域住民や関係団体等の協力を得ることが必要となります。

特に、災害発生初期においては、消防署や警察署などによる応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されますので、地域住民が相互に協力して、避難行動要支援者の安否確認や情報の伝達、自力で避難できない方の避難場所への誘導、救出などを行う必要があります。

このため、地域の自主防災組織や自治会等、民生委員・児童委員や平常時から避難行動要支援者と接している福祉関係者などにより、地域ぐるみの支援体制を構築し、避難行動の支援を行っていただくものとします。各地域の実状にあわせた支援の取組みについては、別紙2を参考とします。

また、個々の避難行動要支援者に対する支援者を明確にしておくものとしませんが、支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重したうえで、原則として、自主防災組織、自治会等、福祉関係者やボランティア等の構成員など、近隣の者から2名を選出するものとします。

なお、支援者の選定にあたっては、避難行動要支援者に対し、支援は、支援者の任意

の協力により行っていただくことや支援者の不在や被災などにより支援が困難になる場合も想定されるため、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であること、また、日頃から近隣住民をはじめ地域内の関係団体との連携を密にしておくことが重要である旨を十分に周知しておくものとします。

別紙 2：地域における避難行動要支援者支援の取組み（例）

5 避難情報の発令、情報伝達体制

避難行動要支援者は、避難に関する情報を受け取ることやその情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、市は、避難情報などの必要な情報が避難行動要支援者及び家族、支援者に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めるものとしします。

(1) 避難情報の発令

- ① 市は、「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「大阪狭山市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令する判断基準を明確にするものとしします。判断基準は、災害ごと、地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとしします。
- ② 震度5弱以上の大規模な地震により災害が発生した場合は、通信手段の途絶などが生じるおそれがあるため、支援者は、市からの伝達を待つまでもなく避難行動要支援者の安否確認を行うとともに必要な情報を伝達するものとしします。

(2) 情報伝達体制の整備

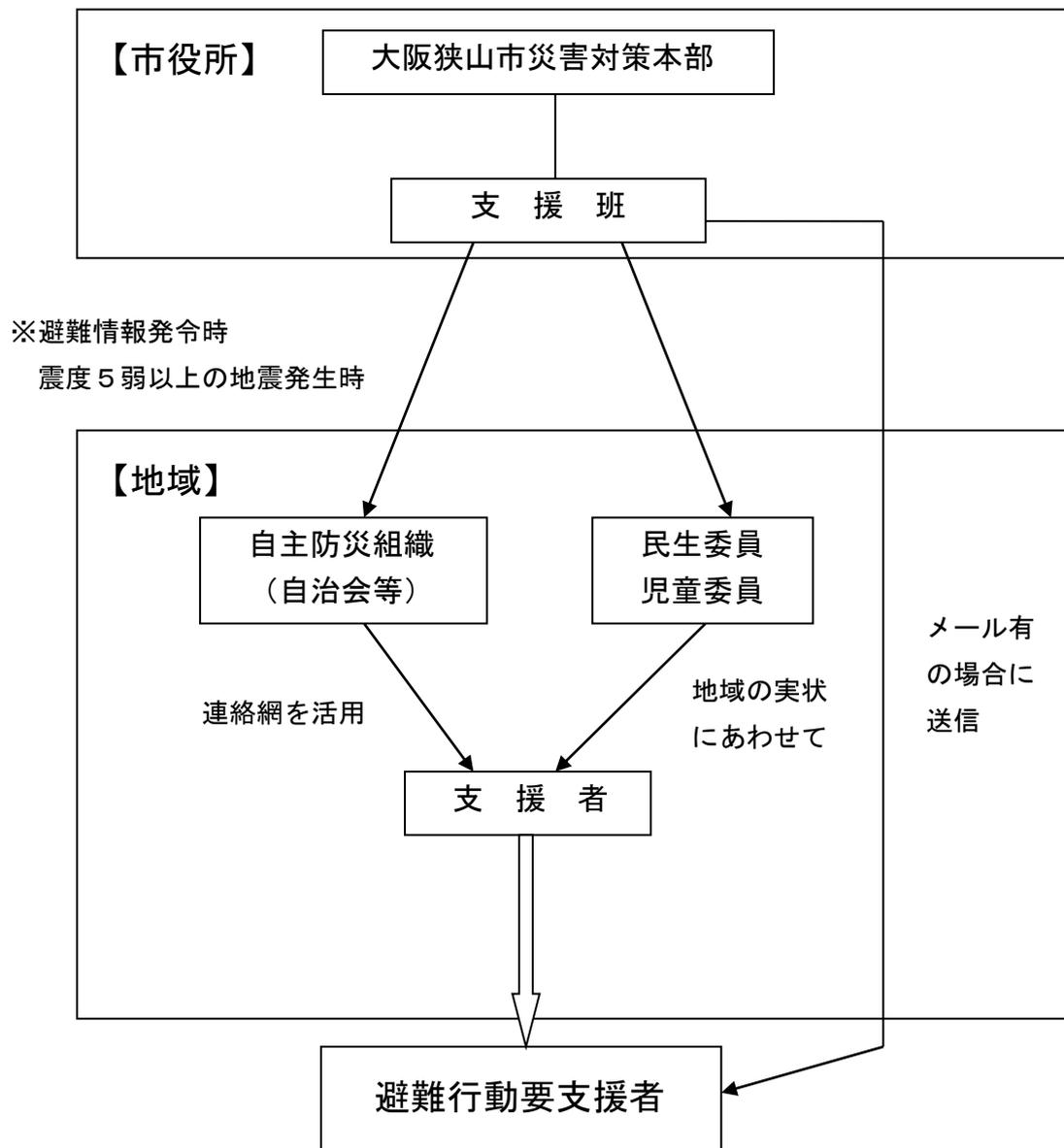
- ① 市、関係機関、関係団体及び支援者は、避難行動要支援者の障がいなどの特性に応じた情報伝達の際の基本的な配慮事項について事前に習得しておくものとしします。

別表：避難行動要支援者の特性と必要な配慮等

- ② 災害時における避難情報の伝達方法については、市広報車、消防車両による広報、同報系防災行政無線、電話、FAX、インターネット（おおさか防災ネット）、携帯電話メール、緊急速報メールなど、市が保有するあらゆる伝達手段のほか、テレビやラジオ放送からの情報を活用するものとしします。
なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者が避難行動要支援者宅を直接訪問して避難情報を伝えることも考慮するものとしします。
また、同報系防災行政無線放送を聞き漏らしたり、聞こえなかった場合のため実施している「防災行政無線放送テレホンサービス（0120-367-707）について利用啓発に努めます。
- ③ 電話などの通信手段の途絶を想定し、避難行動要支援者が情報から取り残されることのないようにするため、市からの情報を地域の中で誰が誰にどのように伝えるかを平常時より決めておくなど、情報伝達経路を確立しておくものとしします。

〔図C〕 災害時の情報伝達の流れ

- 浸水被害や土砂災害のおそれがある場合又は発生した場合において、避難等が必要と判断した時に危険性のある地域のみ伝達します。
- 大規模地震により電話等の通信手段が途絶した場合は、市役所からの連絡を待つまでもなく避難行動要支援者への情報伝達が必要です。



※地域内の伝達方法は、それぞれの実状にあわせて実施します。

6 安否確認及び避難誘導體制の整備

(1) 安否確認

災害発生時の安否確認を速やかに行うことは、取り残された避難行動要支援者の救出に重要であり、支援者をはじめ近隣住民が率先して行うことが必要です。

安否確認は、現地での救出や避難誘導を行うことにより確認することが可能ですが、避難所において確認を行うとともに、その他の情報を収集するなどして複数の確認行為を行うものとします。

さらに、関係団体による安否確認も併せて行うことで、確認もれを防ぐように、日頃から関係団体との連携を図ることに努めます。

(2) 避難誘導

災害発生直後に避難行動要支援者の避難誘導を迅速・的確に行うため、支援者は、避難行動要支援者の特性ごとの避難誘導時の配慮事項について習得に努めるものとします。

風水害等の災害が発生した場合、または、そのおそれがある場合や、市が避難情報を発令した時や地震（震度5弱以上）が発生した時は、支援者が地域住民と協力して避難誘導を行います。

また、避難行動要支援者自身も平常時において自宅から避難場所まで、支援者とともに実際に歩いてみるなど、避難場所や経路の確認に努めるものとします。

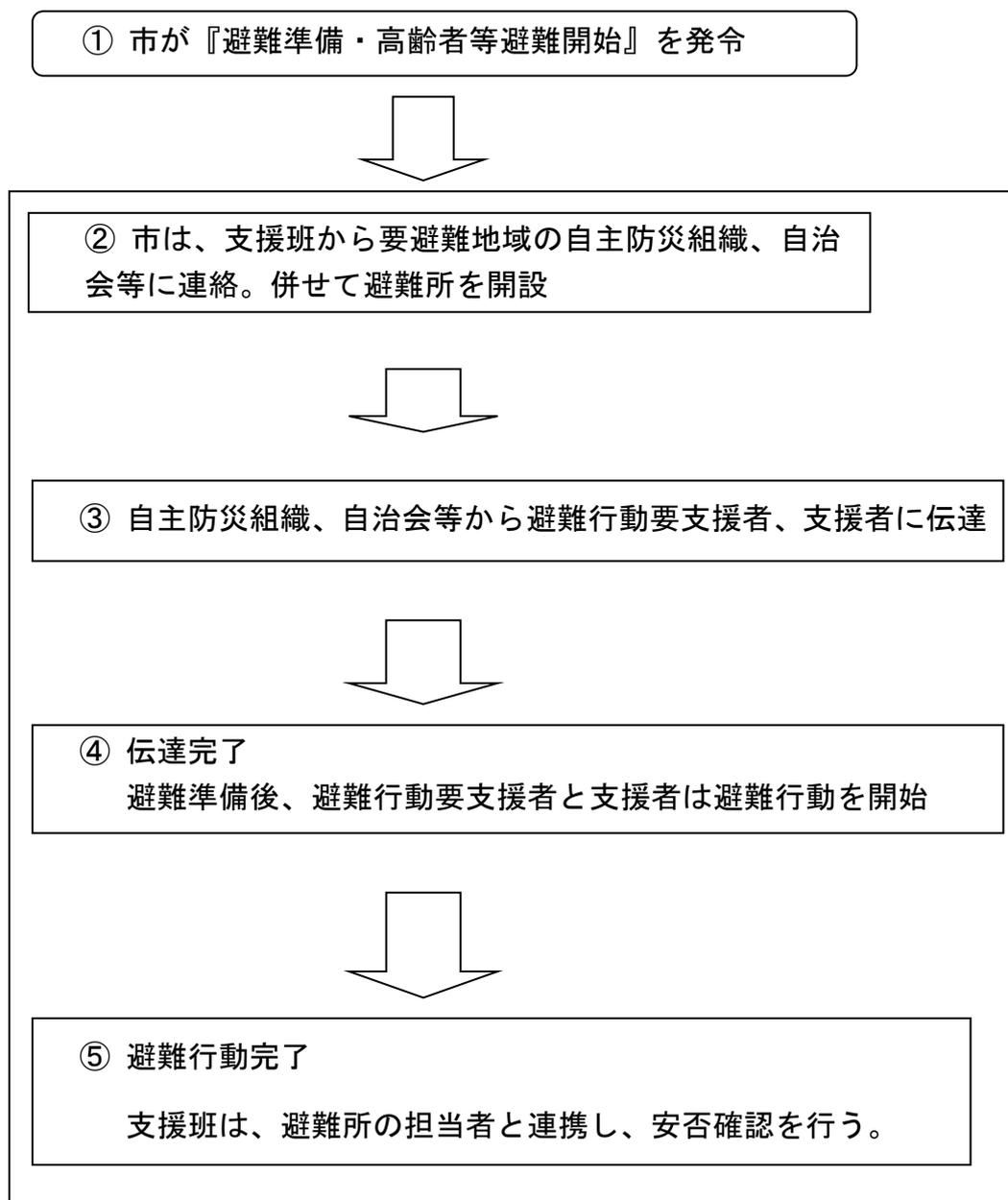
なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

別表：避難行動要支援者の特性と必要な配慮等

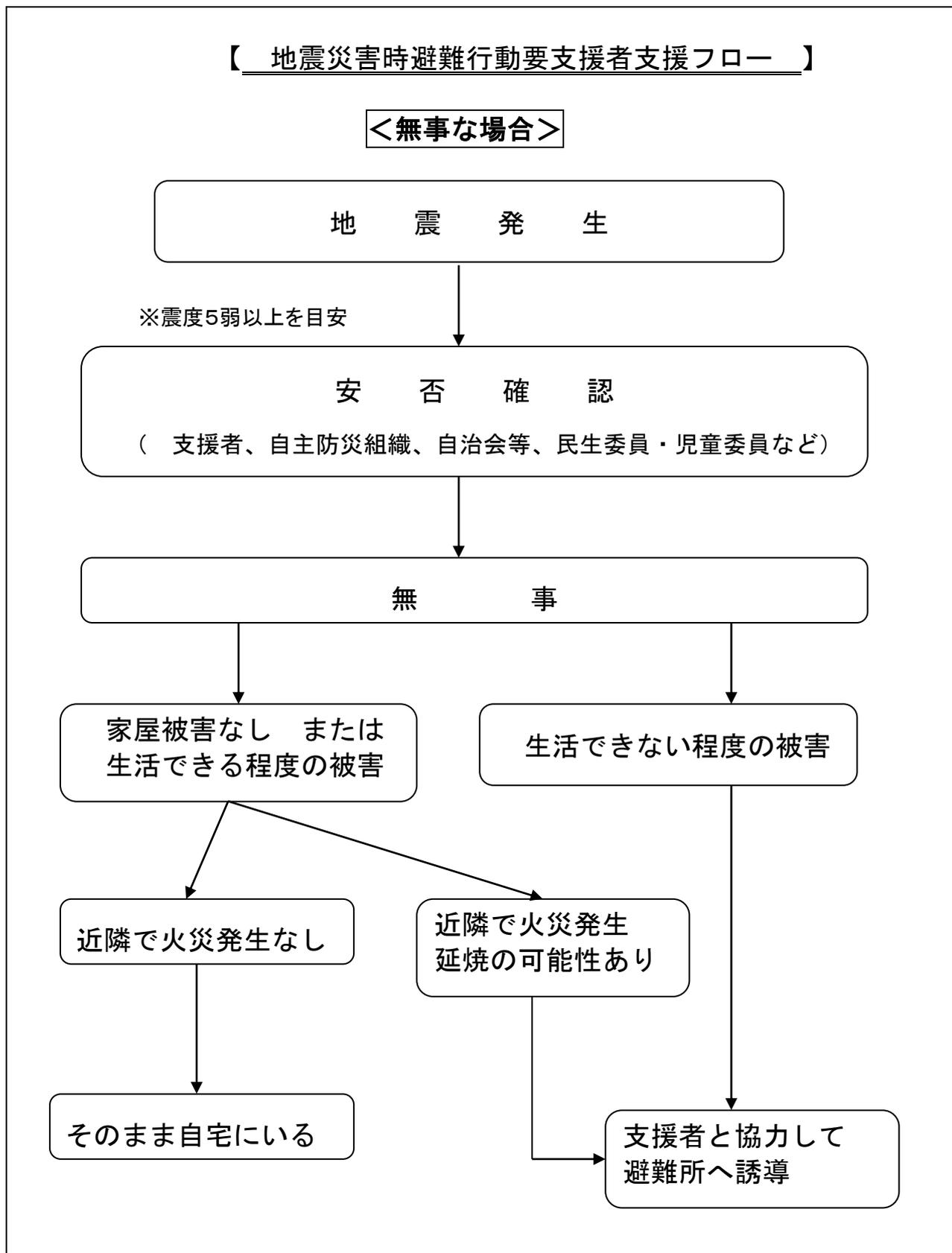
〔図D〕 集中豪雨時における安否確認・避難誘導のイメージ

【浸水被害・土砂災害時の避難行動要支援者の支援フロー】

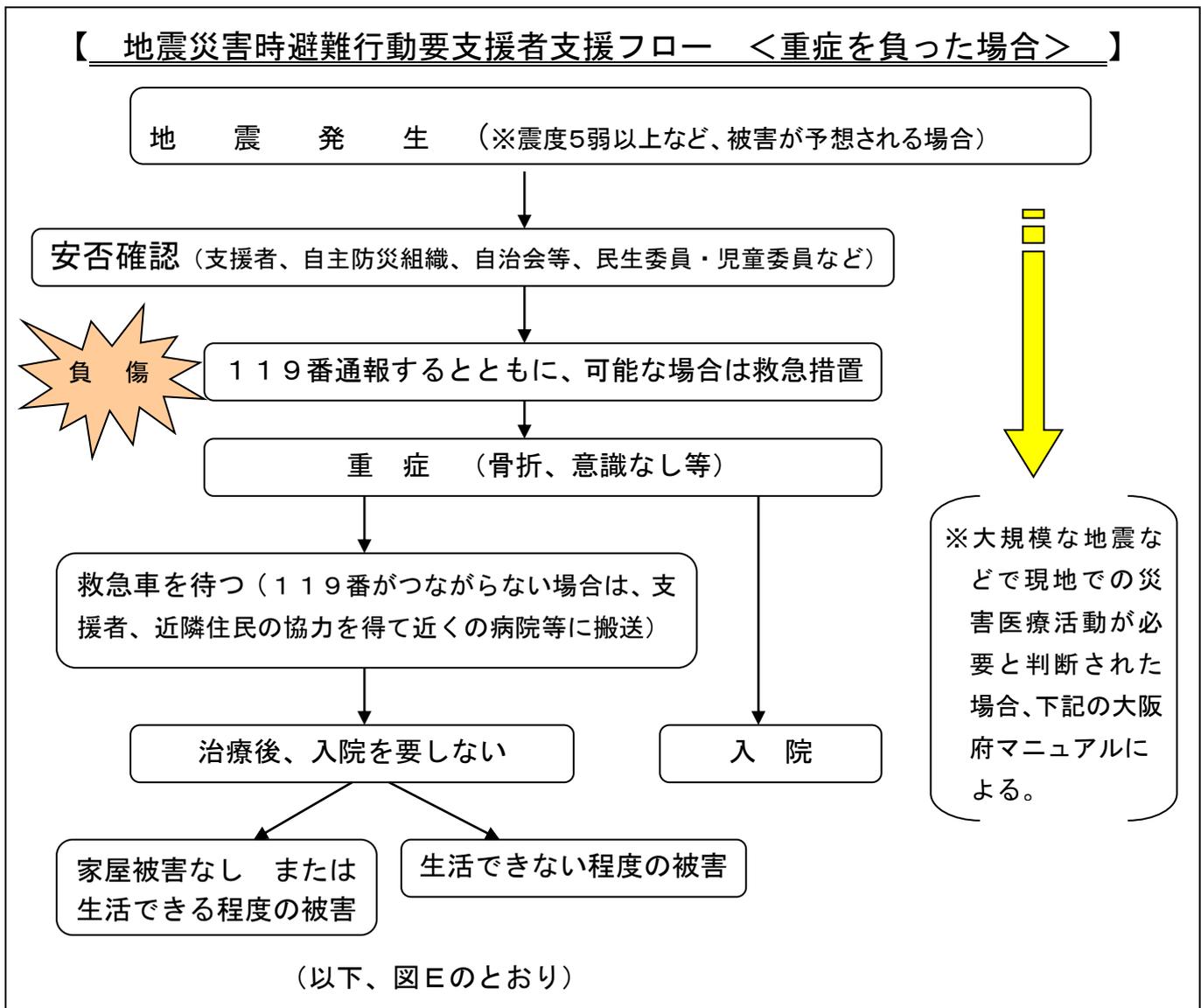
※気象予警報による災害発生が予測される状況



〔図E〕地震の発生時における安否確認・避難誘導のイメージ①



【図F】 地震の発生時における安否確認・避難誘導のイメージ②



【大規模な地震・自然災害への対応】 ～大阪府災害時医療救護活動マニュアル～

《緊急医療班の派遣》

- ・大阪府は、府内で大規模な地震や自然災害が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、現場又は被災地の災害拠点病院等へ『緊急医療班』を派遣するよう要請します。
- ・災害拠点病院は、現地医療活動が必要と判断した場合には、『緊急医療班』を派遣します。
- ・『緊急医療班（DMAT^{*1}を含む。）』は、災害の現場や応急救護所、被災地の災害拠点病院等において、トリアージ^{*2}、応急処置等を行います。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Teamの頭文字）とは、大規模な自然災害・事故等が発生した場合に、直ちに災害現場等に駆けつけ救命医療を行う「災害派遣医療チーム」で、医師、看護師、事務職員等で構成した医療チームです。

※2 トリアージとは、緊急度と重症度から治療優先度の高い負傷者を選別する作業で、患者を4段階（赤、黄、緑、黒）に分類します。

7 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることが想定されるため、市は、避難所のバリアフリー化されていない施設においては、スロープ等の段差解消設備や障がい者用トイレ等を速やかに仮設するものとしします。

また、避難行動要支援者を支援する方は、避難生活時の配慮事項について留意していただくとともに、避難所には、避難行動要支援者の要望を把握するため、関係団体等の協力をいただき、避難行動要支援者用相談窓口を設けるものとしします。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮を行うものとしします。

別表：避難行動要支援者の特性と必要な配慮等

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者などの心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要ですので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケアなど、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院などの手続きを行うものとしします。

なお、避難所の運営については、「大阪狭山市避難所運営マニュアル」に基づき行うものとしします。

(2) 福祉避難所

避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定するものとしします。

福祉避難所として、老人福祉センター「さやま荘」及び心身障がい者福祉センター及び母子・父子福祉センター「さつき荘」を指定するほか、把握した避難行動要支援者情報をもとに福祉避難所への避難が必要な者の状況などを考慮し、災害時に必要となる施設を確保できるよう、その他の福祉関係施設等の管理者と事前に協定を締結し、福祉避難所として定めておくものとしします。

施設名	住所
老人福祉センター さやま荘	今熊1-80
心身障がい者福祉センター及び母子・父子福祉センター さつき荘	今熊1-85

8 災害発生時の対策

災害が発生した場合は、次のとおり、すみやかに避難行動要支援者の支援を実施します。

(1) 支援体制の立上げ

市は、災害対策本部を設置すると同時に、同本部中に支援班（災害時用）を立ち上げます。

支援班は、関係機関や関係団体等と連携し、次のとおり避難行動要支援者の支援を行うものとします。

(2) 情報伝達

避難行動要支援者の特性を踏まえ、あらかじめ定めた手順（図C）により避難などの情報伝達を行います。

特に、洪水など水害の危険が迫っている場合や土砂災害に警戒する必要がある場合は、避難準備・高齢者等避難開始（避難行動要支援者避難）を伝達します。

○避難準備・高齢者等避難開始（避難行動要支援者避難）とは、
避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階において、避難勧告よりも先に発令する情報（支援者は支援行動を開始）

(3) 安否確認・避難誘導

個別計画に基づき、避難行動要支援者の特性を踏まえ、あらかじめ定めた手順（図D・E・F）により安否確認及び避難誘導を行います。

(4) 避難場所の確保

避難所が開設された時は、次のとおり避難所における避難行動要支援者の支援を実施します。

ア 避難所に避難してきた避難行動要支援者を把握します。また、避難行動要支援者が被災現場に取り残されていないかなどの情報を収集します。

イ 避難行動要支援者が当該避難所で確認されない場合は、他の避難所に問い合わせるなど、避難行動要支援者の所在確認を行います。

ウ 介護、障がいの状況により避難所での生活が困難な場合は、本人や家族の意思を十分尊重した上で介護、障がいの程度、状態を勘案し、福祉避難所への移動や福祉施設への緊急入所について調整します。

エ 人工透析が必要な人や在宅で酸素吸入している患者等緊急の対応を要する人につきましては、医療機関や保健所と協力し、病院などの受入れ先と併せ、移送手段を速やかに確保します。

(5) 避難生活における配慮

避難所におきましては、次の点について配慮が必要です。

- ア 避難行動要支援者の障がいなどの特性に十分配慮したうえで適切な支援を行います。
- イ 避難行動要支援者用相談窓口の設置
 - ・避難行動要支援者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供などを実施することを目的に各避難所内に避難行動要支援者用相談窓口を設置します。
- ウ 避難行動要支援者に応じた救援物資の配布
 - ・各避難行動要支援者それぞれに必要な食料・生活物資の確保に努めます。
- エ 避難行動要支援者の行動などを支援する人材の確保
 - ・避難行動要支援者に対して、介護などの必要性に応じて生活行動などを支援する支援相談員、ヘルパー、住民のボランティアなどを確保します。

○障がいに応じて必要な支援者の例

- ・聴覚障がい者 . . . 手話ができる者、要約筆記ができる者
- ・重度の視覚障がい者 ガイドヘルパー
- ・重度の脳性まひ等全身障がい者 ガイドヘルパー、医師、看護師
など

(6) 福祉避難所の運営

福祉避難所におきましては、避難行動要支援者の相談などにあたる介助員を配置して、日常生活上の支援を行うとともに避難者の生活状況を把握し、関係機関等と連携し、避難者が必要とする福祉サービスを受けられるように配慮するものとします。

(7) 心身両面の健康管理

ア 巡回相談などの実施

市は、府と連携して、保健師などによる巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断などを実施します。

イ こころのケア

被災者は、災害発生時の恐怖、避難所での厳しい生活などから心的外傷後ストレス障がい（PTSD）を発症することが多く、とりわけ避難行動要支援者はPTSDの影響が大きく、適切なこころのケアが必要です。

市は、府との連携や民間医療機関への要請などを行い、ケースワーカーや医師などで構成されたチームを編成して対応します。

9 防災意識の啓発及び防災訓練等の実施

避難行動要支援者の支援を迅速かつ適切に行うためには、日頃から地域住民への意識啓発や避難行動要支援者と支援者との信頼関係が不可欠です。このため、自主防災組織や自治会等、民生委員・児童委員などの福祉関係者は、普段から防災活動だけでなく、声かけや見守り活動など、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

そのため、自主防災組織などが中心となり、避難行動要支援者や支援者とともに防災訓練を実施することにより、情報伝達の確認、具体的な支援方策の検証を行うなど、支援体制の充実や地域全体の防災意識の向上を図るものとします。

10 避難行動要支援者の備え

災害時に避難行動要支援者の身を守り避難行動などを支援するためには、周りの支援だけでなく、避難行動要支援者や家族の日頃の備えが必要です。

そのため、避難行動要支援者や家族は、次の項目を参考にしながら災害に対する備えに取り組むよう努めましょう。

(1) 隣近所や地域の各種団体との連携

- ・最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織(自治会等)のリーダーが誰であるかを把握しましょう。
- ・地域の各種団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作りましょう。
- ・市や各地域で実施する防災訓練などには積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしましょう。

(2) 必要な支援内容の伝達

- ・災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、防災カード(例)に必要な事項を記載するなどして、支援を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう準備しましょう。
- ・日本語に不慣れな外国人は、外国人向け避難カード(例)に示すようなカードを準備しましょう。

参考1：防災カード(例)

参考2：外国人向け避難カード(例)

(3) 避難経路の確認

- ・自宅から避難場所までの経路を家族や支援者とともに実際に歩いてみて、事前に確認しましょう。

(4) 非常持ち出し品などの準備

- ・災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品などをまとめておき、

いつでも携帯できるように出入口付近に準備しておきましょう。

- ・薬や医療器具など、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきましょう。

(5) 飲み水や非常食などの備蓄

- ・日頃から最低3日分の食料品と水を用意しましょう。
- ・いざという時に備えて、非常用持ち出し品をひとまとめにして取り出しやすいところに保管しておき、中身は定期的に点検しておきましょう。

※必要な水の量は一人1日3リットルが目安です。

(6) 外出時の備え

- ・外出した際に災害に遭う場合には、周りの環境が普段と大きく異なり、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されるので、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容を伝えられるよう、必要事項を記載した「緊急時や災害時の安心携帯カード」や「防災カード」などを携帯しましょう。

(7) 住宅の安全対策

地震には建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。必要な場合は、耐震改修や補強を行うとともに、家具や大型の電気製品は、転倒防止対策や倒れても被害を受けないような配置を行いましょう。

- ・家具やテレビなどの上に物を置かないようにしましょう。
- ・窓ガラスについては、飛散防止フィルムを貼り付けましょう。

※参考：緊急時や災害時の安心携帯カード

緊急時や災害時の安心携帯カード		作成日(年 月 日)	
名前(なまえ)	おとこ・おんな	救急安心センターおおさか 「体調がわるい」「けがをした」などで病院へ行った方がよいか、救急車を呼んだ方がよいかなど迷った時の相談は 電話 #7119または06-6582-7119 ファクシミリ 06-4393-2990 メールアドレス kyukyu@anshin7119.jp 《緊急時には迷わず119番を！》	
連絡先(でんわ・ファクシミリ)		もしものときのために、あなた自身の情報を 書いて身に付けておきましょう。 状態が変わったときは、書き換えましょう。	
住所(じやうしょ) 大阪狹山市		大阪 狹 山 市	
生年月日(たんじょうび) (歳)	避難所(にげるところ)		

避難行動要支援者名簿登録申請書（新規・変更）

大阪狭山市長 あて

年 月 日

私は、災害対策基本法（第49条の10）に基づき避難行動要支援者名簿への登録（新規・変更）を申し込みます。

また、同法第49条の11により市の関係部署や下記の関係機関等への情報提供することに同意します。

申請者氏名(自署)

(※本人が「記入することができない」場合は代理人(配偶者、扶養義務者、保護者)が記入してください。)

代理人氏名(自署)

(申請者との関係:)

住所

電話番号

避難行動要支援者について		※わからないところは記入していただかなくても結構です。		
フリガナ		性別	生 年	
氏 名		男 ・ 女	年	
住 所	大阪狭山市			
電話番号など	自宅:	FAX:		
	携帯:	メールアドレス:		
同居人の有無	<input type="checkbox"/> いる (本人以外の人数 人) <input type="checkbox"/> いない			
緊急連絡先 ①	氏 名	関係	住 所	電話番号
緊急連絡先 ②	氏 名	関係	住 所	電話番号
支援が必要な理由 ※該当する項目をすべて選んでください	1 要介護認定を受けている		2 障害者手帳の交付を受けている	
	3 難病患者		4 ひとり暮らしの高齢者	
	5 高齢者のみの世帯		6 昼間にひとりで暮らしている高齢者	
	7 日本語に不慣れな外国人		8 その他 ()	
支援の内容 ※A・Bいずれかにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> A 「安否確認」及び「災害発生時における情報」が必要な方 (自力または家族などの支援があれば避難できる方を含む。)			
	<input type="checkbox"/> B 「避難行動の支援」が必要な方 (自力での避難場所への移動が困難な方 (Aの内容を含む))			
≪情報提供先≫ 記入していただいた情報は、大阪狭山市が行う防災活動に使用するほか、以下の関係機関やお住まいの地区の支援関係者に提供します。 ①堺市消防局 ②警察 ③自主防災組織(自治会等) ④社会福祉協議会 ⑤民生委員・児童委員 ⑥あなたの支援者 ※個人情報、災害時の避難行動要支援者の支援目的(平常時の見守り活動を含む。)以外に外部に提供することはありません。				

※以下の部分は、記入できる部分のみお願いします。

後日、地域の支援団体の方がお聞きすることがありますので、ご協力願います。

支援者について		※支援者の方は、表面記載の関係機関等に氏名等の情報を提供することに同意の上署名してください。	
	氏名	住所	電話番号
支援者(自署)			
支援者(自署)			

※支援者とは

避難行動要支援者に対する普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合、または発生した時に、災害情報を伝えたり一緒に避難したりするなどの支援をしていただく方です。避難行動要支援者1人の方に対して近所の2人程度の方に協力をお願いしますが、責任を伴うものではありません。

避難行動要支援者の方は、いざという時に支援していただけるよう、普段からのより良い近所付き合いを心がけましょう。

避難場所について	
地区の避難場所	
市の指定避難所	

特記事項	※身体状況や配慮してほしいことなど、災害が発生したときに、地域の支援者の方に特に知っておいてほしいことなどがあれば記入してください。
記入例 <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医 ○○病院 ○○医院 ・ 昼間は主に○○施設に通所している ・ 言葉の聞き取りが困難なため、筆談でお願いしたい ・ 移動には車いすや介助が必要 	

様式 4

避難行動要支援者名簿に関する覚書

大阪狭山市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、避難行動要支援者名簿の交付及び受領に関して、次のとおり覚書を締結する。

- 1 甲は、災害時における避難行動要支援者の避難及び救援対策の一環として、名簿を作成して乙に交付するものとする。
- 2 乙は、名簿を受領のうえは、この情報が個人のプライバシーに深く関わるものであるため、災害対策（平常時の見守り活動を含む）以外には使用しないものとし、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

年 月 日

甲 大阪狭山市
代 表 者 大阪狭山市長 印

乙 住 所 大阪狭山市 _____
_____ 印
氏 名 _____

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼじょうほうていきょう どういしんせいしよ
 避難行動要支援者名簿情報提供の同意申請書

フリガナ			
氏名			
生年	年	性別	男・女
住所	大阪狭山市		
電話番号又は 緊急連絡先		ファックス番号	
自主防災組織名等			

ちいき ひなんこうどう しえんしゃ じょうほうていきょう どうい さいがいはっせいじ ひなんこうどう
 地域の避難行動の支援者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動

さい しえん う かもうせい たか ひなんこうどう しえんしゃじしん かぞく あんぜん ぜんてい
 の際に支援を受ける可能性は高まりますが、避難行動の支援者自身やその家族などの安全が前提

のため、同意したからといって、さいがいじ ひなんこうどう しえん かなら ほしょう
 のため、同意したからといって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するもの

ではありません。また、ちいき ひなんこうどう しえんしゃ ほうてき せきん ぎむ お
 ではありません。また、地域の避難行動の支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

わたし じょうき ないよう りかい ひなんこうどう しえん あんび かくにん ほか せいめいまた しんたい さいがい
 私は、上記の内容を理解し、避難行動の支援、安否の確認、その他の生命又は、身体を災害か

ら保護を受けるために、じょうき こじんじょうほう じちかい じしゅほうさいそしき しゃかいふくしきょうぎかい みんせいいいん
 上記の個人情報、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・

じどういいん ちくふくしいいん しょうぼう けいさつ ていきょう めいぼ ていきょうさき せんたく
 児童委員、地区福祉委員・消防・警察などに提供（名簿の提供先を選択することはできませ

ん。）することに、

同意します [裏面へ] 同意しません

年 月 日 氏名 _____

【代理署名】本人が署名できない場合

フリガナ		続柄	
氏名	①		
住所	〒 ー	電話番号	

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

避難行動要支援者について

同居人の有無	<input type="checkbox"/> いる（本人以外の人数 人）		<input type="checkbox"/> いない	
緊急連絡先 ①	氏名	関係	住所	電話番号
緊急連絡先 ②	氏名	関係	住所	電話番号
支援の内容 ※A・Bいずれかにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> A 「安否確認」及び「災害発生時における情報」が必要な方 （自力または家族などの支援があれば避難できる方を含む。） <input type="checkbox"/> B 「避難行動の支援」が必要な方 （自力での避難場所への移動が困難な方（Aの内容も含む））			
特記事項	※身体の状態や配慮してほしいことなど、災害が発生したときに、地域支援者の方に特に知っておいてほしいことなどがあれば記入してください。			
記入例	・かかりつけ医 ○○病院 ○○医院 ・昼間は主に○○施設に通所している ・言葉の聞き取りが困難なため、筆談でお願いしたい ・移動には車いすや介助が必要 など			

※以下の部分は、記入できる部分のみお願いします。

後日、地域の支援団体の方がお聞きすることがありますので、ご協力願います。

支援者について	※支援者の方は、表面記載の関係機関等に氏名等の情報を提供することに同意の上署名してください。		
	氏名	住所	電話番号
支援者(自署)			
支援者(自署)			

※支援者とは

避難行動要支援者に対する普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合、または発生した時に、災害情報を伝えたり一緒に避難したりするなどの支援をしていただく方です。避難行動要支援者1人の方に対して近所の2人程度の方に協力をお願いしますが、責任を伴うものではありません。

避難行動要支援者の方は、いざという時に支援していただけるよう、普段からのより良い近所付き合いを心がけましょう。

所属団体(障がい者団体など)や日頃の通所場所など	名 称			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
かかりつけの医療機関など	名 称			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
	担当医			
治療中の疾患や治療内容、既往症など				
使用薬・用量・服用上の注意				
補装具・医療的ケアに必要な器具	用 具 名			
	メーカー名			
	取扱店連絡先			
	備 考			
アレルギーの有無	有 ・ 無	(有りの場合その内容)		
避難所				
必要とする援助				

外国人向け 避難カード (例)

※財団法人消防科学総合センター発行
の冊子「地震に自信を」より抜粋
※裏面の日本語版にも記入して下さい。
(すべてのカードの裏面に日本語
版を印刷する。)

日本語版 (裏)

避難カード

住 所

氏 名

生年月日

性 別 血液型

保護者名

連 絡 先

勤 務 先

緊急連絡先(親戚、知人等)
(氏 名)

(電 話)

避難場所

英語版 (表)

Evacuation Card

Address

Name

Date of Birth

Sex Blood Type

Guardian

Contact

My Office Address

Emergency Contact(Relative, friend)
(Name)

(Telephone)

Evacuation Area

ハンゲル版 (表)

피난카드

주소

성명

생년월일

성별 혈액형

보호자명

연락처

근무처

긴급연락처 (친척, 아는 사람들)
(성명)

(전화)

피난장소

北京語版 (表)

避难卡

地 址

姓 名

出生年月日

性 别 血 型

保证人姓名

联络地址

工作单位

紧急联络地址(亲属、朋友等)
(姓 名)

(电 话)

避难场所

ポルトガル語版 (表)

Cartão de Salvamento

Endereço

Nome

Data de nascimento

Sexo Tipo sanguíneo

Responsável

Endereço ou telefone para contato

Local de trabalho

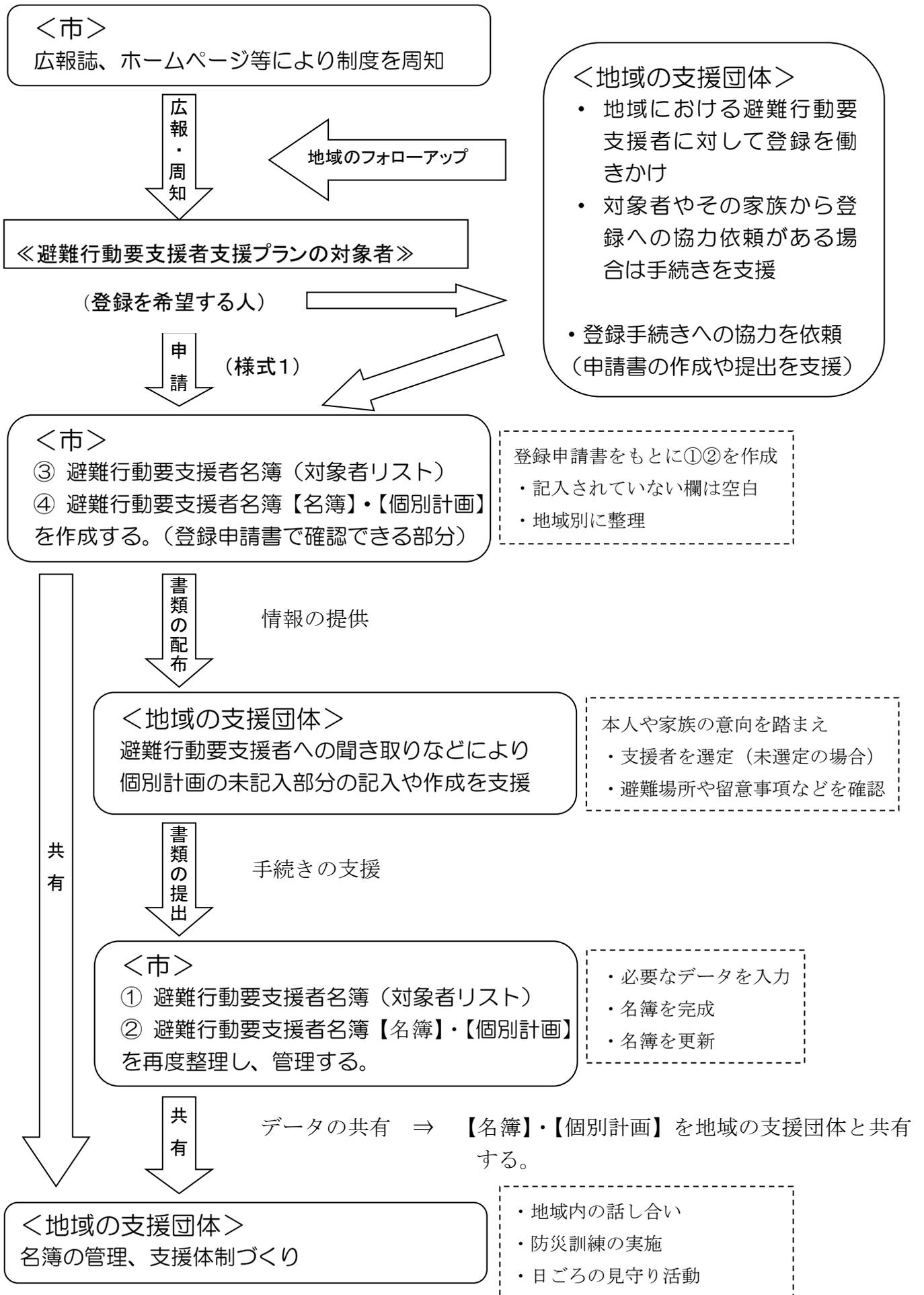
Contato de emergência (parente, amigo)
(Nome)

(Telefone)

Área de salvamento

別紙1

避難行動要支援者名簿【名簿】・【個別計画】作成の流れ



地域における避難行動要支援者支援の取組み(例)

避難行動要支援者の支援には、地域ぐるみの取組みが最も重要です。

そのためには、日頃から住民同士で相談のうえ、『地域内の避難行動要支援者の把握』や災害時には、『誰が支援し、情報伝達、安否確認の方法や避難の手助けをどのようにするか』などをあらかじめ決めておくことが大切となります。

下の例を参考に、地域のなかで話し合しましょう。

(1) 支援が必要な人の範囲は？

プラン(全体計画)では、在宅で暮らす次の者と定めています。

- ① 介護保険における要介護認定3から5を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1、2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓機能障がいのみで、該当するものは除く)
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 上記以外で市長が必要と認めた者(本人が登録を希望する場合も含む。)

(2) 情報の集め方は？

プラン(全体計画)では、次の方法により要支援者の情報を収集することとしています。

(1)の①～④については、市の関係部署において、把握していますが、情報提供には同意が必要です。

- (手上げ方式) 市が広報誌やホームページ、案内冊子などによりPR
本人や家族等からの申請を受理し、名簿へ登録(⑤)
- (同意方式) 対象者への同意書の提出呼びかけ(①～④)
地域の回覧や関係団体が呼びかけ(⑤)

※ 上記を併用して情報収集するのが効果的です。

※ 市または地区で収集した情報は、双方で共有します。

(3) 地域の支援母体は？

特定の団体が主体的に取り組んだり、地域の関係団体が連携して「地区支援班」などを設置する方法があります。

- 自主防災組織
- 自治会、住宅会、管理組合
- 民生委員・児童委員
- 地区の福祉委員等の福祉関係者
- 防犯委員
- その他 ()

- 地区支援班
(構成団体名等:)

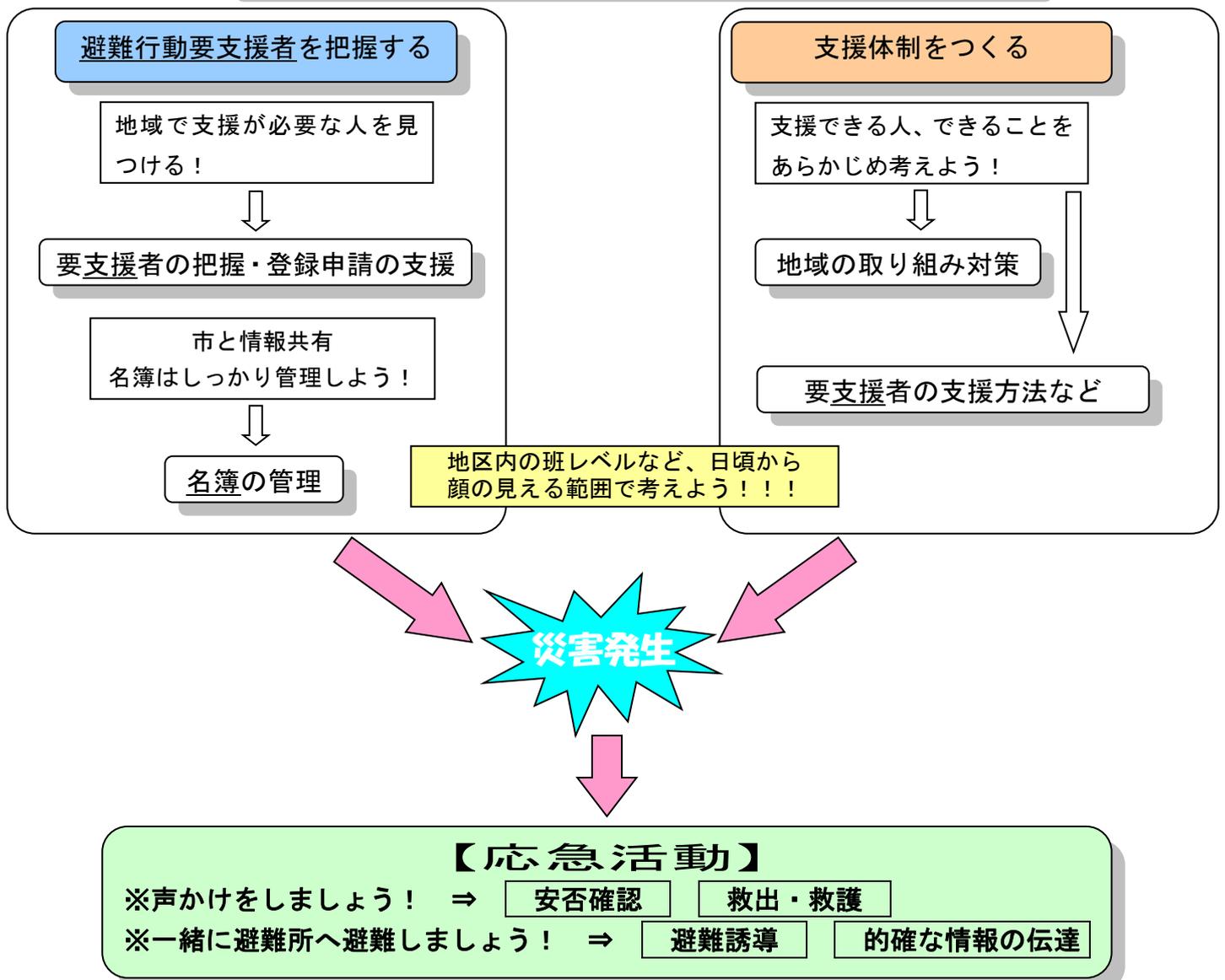
(4)地域の支援体制は？

平常時や災害時の役割分担や方法を決めておきましょう。

平常時	災害時 ◆ 3
要支援者への働きかけや登録の支援 ◆ 1	情報伝達の流れ（連絡網や方法など）
個別計画の作成支援（支援者の選定など） ◆ 2	安否確認
情報（避難行動要支援者名簿）の管理	避難誘導(避難行動要支援者)
その他	その他

- ◆ 1 対象者別に関係団体が分担して働きかけをする方法もあります。
登録未申請の避難行動要支援者を訪問して、説明や登録への働きかけを行います。
 - ◆ 2 支援者は、それぞれの避難行動要支援者に2名の方を選定します。
 - ◆ 3 災害時には、支援者が近隣の住民と協力し、避難行動要支援者の支援活動を行います。
- ※ 日頃から避難行動要支援者への声かけや見守り、防災訓練にも取り組みましょう。

避難行動要支援者への支援イメージ



別表 避難行動要支援者の特性と必要な配慮等

	特徴	特徴的ニーズ	配慮事項		
			情報伝達時	避難誘導時	避難生活時
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 被害の状況を知ることができない(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い) 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。 避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早い行動ができない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため音声による情報伝達及び状況説明が必要 日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 役所からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 わかりやすい口調で伝える。 音声情報で複数回繰り返す。 点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手の平書きなど一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 盲ろう通訳・介助員を避難所等に派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認及び避難所への避難誘導(歩行支援)を誰が行うのか、予め取り決めておく。 白杖等を確保する。 また、日常の生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内の案内を行う。特にトイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) 緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 外見からは障がいのあることがわからない。 聴覚障がい者のほかに、知的障がいや肢体障がい、視覚障がい、精神障がいなどの障がいを併せ持つ重複聴覚障がい者がいることに留意。 	<ul style="list-style-type: none"> 音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要。 重複聴覚障がい者の場合には、さらに併せ持つ障がいに応じたニーズがあることに留意。 	<ul style="list-style-type: none"> 正面から口を大きく動かして話す。 文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく) 盲ろう者通訳・介助員、手話通訳および要約筆記者を避難所等に派遣する。 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。 重複聴覚障がい者の場合にはさらに併せ持つ障がいに応じた支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく) 重複聴覚障がい者の場合には、更に併せ持つ障がいに応じた配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝達事項は、紙に書いて知らせる。 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。 重複聴覚障がい者の場合には、更に併せ持つ障がいに応じた配慮が必要になる。
言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時でも、言葉を人に知らせることが難しい。 外見からは障害があることがわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談による状況把握が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく) 	<ul style="list-style-type: none"> 伝達事項は、紙に書いて知らせる。 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> 自分の体の安全を守ることが難しい。 自力で避難することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要。この場合、メンテナンスキット(空気入れ、パンク修理、工具)も必需品。 		<ul style="list-style-type: none"> 自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等を確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 車いすが通れる通路を確保する。 家具の転倒防止などの安全を確認する。 車いす用のトイレを確保する。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 外見からは障がいのあることがわからない。 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 医薬品を携帯する必要がある。 常時医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベ等)を必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要。 医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関による支援が必要。 ストマ着用者にあつてはストマ用装具が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> 常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが難しい場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 医療器材の消毒や交換等のため、清潔な医療スペースを設ける。 食事制限の必要な人の確認も必要。 薬やケア用品の確保も必要。 ストマ着用者にあつてはトイレや水道などの水洗い場・補装具置き場等が必要。 各種装具・器具用の電源確保が必要。

	特徴	特徴的ニーズ	配慮事項		
			情報伝達時	避難誘導時	避難生活時
知的障がい児 ・者	<ul style="list-style-type: none"> 急激な環境の変化に順応しにくい。 一人では理解や判断することが難しく(緊急事態等の認識が不十分な場合)、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 精神的に不安定になる場合があることに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとりである時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 普段から服用している薬を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要。 服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自らの薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。 精神的に不安定になる場合、専門知識のある人に連絡を取るなど配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の状況や避難所等の位置を伝えるときに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。 また動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用が必要。 関係医療機関との連絡・支援体制が必要。
難病 ・ 特定疾患患者	<ul style="list-style-type: none"> 疾患によって、身体障害者手帳を所持し、あるいは、障がい者に準ずる状態にあることから、それぞれの障がい特性に配慮した対応をとる必要がある。 治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることがわからない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導の援助が必要である。 人工呼吸器や人工透析などの医療的援助が必要な場合がある。 慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚、聴覚に障がいがある場合や、認知症をとともう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由者や、内部障がい者と同様に、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の協力による巡回診療の実施や、人工呼吸器や人工透析をはじめ生命に関わる医療援助を必要とする患者の医療機関への早期移送。 服薬を継続するための医薬品の確保。 医療器材の消毒や交換等のため、清潔な医療スペースを設ける。 各種装具・器具用の電源確保が必要。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 急激な環境の変化への適合が難しい。 服の着替えがうまくできないことがある。 環境の変化にせい弱である(以上の症状は環境の変化により大きく左右されやすい) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的に、短い言葉で、わかりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> 日本語が十分理解できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 正確な情報の伝達方法や伝達できる人が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> やさしい日本語、絵や文字の組み合わせ、ジェスチャーなどにより、わかりやすく伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 多言語により情報提供を行う。 通訳や翻訳者との連携を図り、避難所では協力者を配置することが必要となる。 	